

新型コロナウイルス感染症に関する個人向け支援制度の一覧

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）に関連した個人で使える支援制度をまとめました。各種給付金や助成金、貸付制度などの概要や問合先を掲載しています。

特別定額給付金・新型コロナに関連した、問い合わせは
問合先 役場総務課☎47-5049
✉general@swan.town.ora.gunma.jp

Check1 | 特別定額給付金

問合先 役場総務課☎47-5049

新型コロナの緊急経済対策の一環として、郵送やオンライン申請で1人10万円の給付を行います。

対象者 令和2年4月27日に、町の住民基本台帳に記載されている人

支給額 給付対象者1人につき10万円

支給方法 世帯全員分を指定口座へ一括振り込み（個人ごとの分割は不可）

支給開始 5月下旬から、順次振り込み予定

申請者 原則、給付対象者の属する世帯主 **申請方法** 郵送申請またはオンライン申請

申請期間 （郵送申請）令和2年5月13日☎～令和2年8月12日☎

（オンライン申請）令和2年5月1日☎～令和2年8月12日☎

申請書は
5月11日に
発送済み

Check2 | 子育て世帯への臨時特別給付金

問合先 役場子ども支援課☎47-5044

児童手当を受給する世帯に対して、臨時の一時金を支給します（1回限り）。

対象者 令和2年4月分（3月分を含む）児童手当の受給者

※児童手当の特例給付支給の人を除く。

※対象児童は平成16年4月2日生まれ～令和2年3月31日生まれの児童。

支給額 対象児童1人につき1万円 **支給開始** 6月下旬から、順次振り込み予定（1回限り）

その他 申請は不要。現行の児童手当と同じ方法で支給します（対象者には6月上旬に通知を発送します）

Check3 | 緊急小口資金（特例給付）

問合先 町社会福祉協議会☎88-2408

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、少額の費用の貸し付けを行います。

対象 新型コロナの影響を受けて、休業または休業状態になくても収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けが必要な世帯

貸付上限額 20万円以内

償還期限 2年以内（据置期間1年以内）

申請方法 町社協窓口または郵送で申し込む

※来所の際は電話予約が必要。

その他 無利子・保証人不要

Check4 | 総合支援資金（特例給付）

問合先 町社会福祉協議会☎88-2408

生活再建までの間に必要な生活資金の貸し付けを行います。

対象 新型コロナの影響を受けて、失業または失業状態になくても収入が減少し、生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付上限額 （2人以上）月20万円以内
（単身）月15万円以内

貸付期間 原則3か月以内

償還期限 10年以内（据置期間1年以内）

申請方法 町社協窓口または郵送で申し込む

※来所の際は電話予約が必要。

その他 無利子・保証人不要

新型コロナの影響を受けた休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある人に住宅確保に向けた支援をします。

対象（次のいずれかに該当する場合）

①申請日時時点で離職または廃業から2年以内 ②休業などにより離職・廃業と同程度の状況にある

支給上限額 （単身世帯）30,700円 （2人世帯）37,000円 （3～5人世帯）39,900円
（6人世帯）43,000円 （7人以上）47,900円

※上記を上限として、収入に応じて額を調整します。

支給期間 3か月間（一定条件により3か月の延長や再延長が可能）

支給方法 貸主などに代理納付 **その他** 給付要件がありますので、必ずお問い合わせください

新型コロナの影響で事業などの収入に相当の減少があった人が一定の要件を満たせば、1年間地方税の徴収猶予を受けられます。

対象者（次の全てに該当する場合）

①新型コロナの影響で収入が前年の同期と比べて、おおむね20%以上減少している

※令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）の収入で判断します。

②猶予該当の事実により、納税者が納付すべき町税を一時に納付することが困難と認められること

③「猶予申請書」が提出されていること

対象となる町税 令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が来る個人住民

税（特別徴収の人は除く）や法人町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税など全ての町税

※すでに納期限を過ぎていた未納の町税（他の猶予を受けているものを含む）もさかのぼって適用可能。

申請方法 制度の対象となることが分かる書類をそろえて、役場税務課に直接または郵送で申請する

※必要書類などについては、役場税務課にお問い合わせの上申請してください。

その他 無利子・保証人不要

国民健康保険税や
後期高齢者保険料などの
減免制度もあります。
まずはご相談ください

新型コロナの影響で国民年金保険料の納付が困難となった人は、臨時の特例免除申請ができます。

対象者（次の全てに該当する場合）

①令和2年2月以降に新型コロナの影響で収入が減少した

②令和2年2月以降の所得などの状況から、当年中の所得の見込みが現行の免除水準に該当する

対象期間 令和2年2月分から6月分までの国民年金保険料（令和2年7月分以降は改めて申請が必要）

必要書類 ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ②所得の申立書（臨時特例用）

※必要書類は日本年金機構のホームページまたは太田年金事務所、役場住民課にあります。

申請方法 必要書類をそろえて、太田年金事務所または役場住民課に郵送で提出する

郵送先 太田年金事務所（〒373-8642 太田市小舞木町262） 役場住民課（〒370-0692 住所記入不要）

感染拡大防止のため、相談は電話で、手続きは郵送申請のご協力をお願いします

おうらお知らせメールでは、新型コロナ関連情報も配信しています▶▶▶

